

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	筑後川江見排水機場 1 号ポンプ設備修繕工事
工 事 概 要	本工事は、筑後川河川事務所が管理する江見排水機場のポンプ設備が経年劣化しているため、主原動機及び動力伝達設備の更新を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 塚原 隆夫 福岡県久留米市高野一丁目2番1号
契 約 年 月 日	令和 6 年 6 月 6 日
契 約 業 者 名	(株) 日立インダストリアルプロダクツ
契 約 業 者 の 住 所	福岡市早良区百道浜 2-1-1
契 約 金 額	217,800,000円(税込み)
予 定 価 格	221,210,000円(税込み)
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	別紙のとおり
工 事 場 所	佐賀県三養基郡みやき町大字東津地先
工 事 種 別	機械設備工事
工 期 (自)	令和 6 年 6 月 7 日
工 期 (至)	令和 8 年 3 月 31 日
備 考	入札情報サービス (P P I) (https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工 事 名 筑後川江見排水機場 1 号ポンプ設備修繕工事
2. 施 工 場 所 佐賀県三養基郡みやき町大字東津地先
3. 契約の相手方 住 所 : 福岡市早良区百道浜二丁目 1 番 1 号 (日立九州ビル 9 階)
会社名 : 株式会社日立インダストリアルプロダクツ
電 話 : 092-852-3353
4. 随意契約適用法令 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的・内容

本工事は、筑後川河川事務所が管理する江見排水機場のポンプ設備の更新及び修繕を行なうものである。

2) 随意契約に付する理由

本工事を実施にあたっては、当初工事契約の受注者（以下「当初受注者」という。）が独自に管理し保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

排水機場ポンプ設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、一部の機器を修繕する場合でもシステム全体の熟知が必要となる。

株式会社日立インダストリアルプロダクツは、は、当該設備の当初受注者であり、当該設備のノウハウを有し、システム全体を熟知している。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として（株）日立インダストリアルプロダクツを特定し、「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成 18 年 9 月 28 日付け国官会第 935 号）に基づき、（株）日立インダストリアルプロダクツ以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、（株）インダストリアルプロダクツが本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

筑後川河川事務所 管理課長